

# 虐待防止及び身体拘束適正化指針



合同会社 障がい総合支援ひかり

# 虐待防止及び身体拘束適正化指針

## I. 基本的考え方

身体拘束は、利用児者の生活の自由を制限する事であり、利用児者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、いずれの事業所においても利用児者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

また、障害者虐待防止法（平成 23 年 6 月 24 日法律第 9 号）の趣旨に則り、障がい総合支援ひかりが提供する各サービスの利用者の安全と人権保護の観点から適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることがないように、必要に応じて随時委員会を開催し、虐待の発生防止に努めます。

### 1. 障がい福祉・児童福祉サービス・児童福祉基準の身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用児者又は他の利用児者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用児者の行動を制限する行為を禁止しています。

### 2. 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用児者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事があります。

但し、肢体不自由（特に体幹機能障害）がある利用児者が残存機能を活かせるよう安定した着座位姿勢を保持するための対応結果として、ベルト等を適切に装着して身体を固定する行為は「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことがかえって不適切な支援や支援の放棄、ひいては虐待に該当する場合があるため留意が必要としています。

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

### 3. 身体拘束廃止に向けての基本方針

#### (1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

#### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

##### ① 身体拘束適正化委員会による十分な検討

本人又は他の利用児者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、

身体拘束適正化委員会を中心に事業所管理者や従業員等と十分に話し合いを行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高いと判断した場合に身体拘束を伴う支援方法を検討します。

また、その際には、拘束の方法、場所、時間帯、期間等についても確認します。個人による身体拘束可否の判断、実施は禁止です。身体拘束が必要となる旨は、個別支援計画にも記載します。

#### ② 身体拘束に関する説明・同意書等の作成

身体拘束を行う場合には、身体拘束に関する説明書等に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を詳細に記録し、関係者等に報告するものとします。また、身体拘束を実際行う場合にも身体拘束に関する記録を作成し、⑤身体拘束解除に向けた動きを検討します。

#### ③ 利用児者、ご家族への丁寧な説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に事業所の方針を説明します。サービス事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、支援の方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

実際に身体拘束を実施する場合には、②の書面をもって十分な説明を行い、同意を得るものとします。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。

また、事前に次項（3）に掲げる行政機関との連携が必要です。

#### ④ 身体拘束実施にあたって

実施にあたっての留意事項等を従業員全員と確認し、対応方法を統一します。身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組みなどを必ず記録し、委員会に報告します。記録は5年間保存し、ご家族等から要望があれば開示できるものとします。

#### ⑤ 身体拘束解除

身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

### （3）身体拘束に関する行政への相談、報告

身体拘束を行う場合、予め市町村の障がい者虐待防止センター等の行政に相談、報告します。利用者への支援の中で様々な問題を事業所で抱え込まず、関係する機関と連携して支援について様々な視点からアドバイスや情報を得るよう努めます。また、行政等に報告、相談することで支援の困難な事例に取り組み、組織的な虐待及び身体拘束防止を推進していきます。

### （4）サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努める
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努める
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げる行為は行わない。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化委員会において検討する
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、虐待に繋がる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努める
- ⑥ 支援に迷ったり悩んだりした際は一人で抱え込まず、周囲に相談する。また、事業所施設長は従業員が様々な意見や相談をしやすい職場の雰囲気づくり、体制づくりに努める

## Ⅱ. 身体拘束廃止に向けた体制

### 1. 虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会の設置

当法人が設置する虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会は、その役割を一体的に担うことにより、管理体制の一元化、委員会運営の効率化を図り、適正かつ有効な活動を推進していきます。

### 2. 設置目的

委員会は、虐待及び身体拘束適正化に係る諸業務全般に関する対応、また指針が十分機能しているかを協議する目的で設置されています。委員長は各事業所の巡回を行い、疑義や懸念等があれば委員会にて報告し、各事業所責任者に調査や改善等を要望し、改善結果の把握まで務めます。

#### 【委員会の責務】

- ① 虐待防止及び身体的拘束等適正化に関する指針等の見直し
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④ 日常的支援を見直し、利用者に対して人として尊厳のある支援が行われているかの確認
- ⑤ 一事業所で解決が困難な問題に対しての委員全体でのアプローチ

### 3. 委員会構成

委員会は別表に掲げる者をもって構成する。

- ① 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括する
- ② 委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時には、委員長が指名した者がその会務を務める
- ③ 委員会は、協議のため必要がある時は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる
- ④ 委員に、必要ある場合に第三者委員を加えることができる

### 4. 委員会の開催

委員会は年1回以上開催する。また、必要に応じて委員長が招集し開催する。法人事業内で虐待事例等が発生したときには必ず開催する。

## Ⅲ. 虐待防止及び身体拘束適正化のための職員教育・研修

支援に関わるすべての職員に対して、虐待防止及び身体拘束適正化に向けた取り組みと、人権を尊重した支援の励行について研修を行います。

- ① 従業員に対する定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- ② 新規採用者に対する教育及び研修の実施
- ③ 虐待防止及び身体拘束適正化に関する外部研修の周知、受講の促し
- ④ その他必要な取り組みの検討及び実施

## Ⅳ. 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者・家族等に身体拘束適正化への理解と協力を得るため、法人ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

## （附則）

この規程及び指針は令和4年4月1日から施行する  
令和6年4月1日改定

## ＜資料＞

### 1. 身体拘束の例

- ①徘徊しないように車椅子やベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る
- ②車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、安全ベルト（Y字型拘束帯や腰ベルト）や車椅子テーブルをつける
- ③立ち上がる能力のある人に対し、立ち上がりを防げるような椅子を使用する
- ④脱衣やオムツ外しを制限する為に、介護衣（つなぎ服）やミトン等を使用する
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

など

### 2. 虐待の種類

#### （1）身体的虐待

暴力的行為などで身体に怪我や痛みを与える行為、及び外部との接触を意図的かつ継続的に遮断する行為。

（具体例）

- ① 殴る、蹴る、平手打ち、叩く、つねる、踏みつける、体の一部等を強く引っばる、やけどを負わせる
- ② 無理やり飲食を強要したり、口に食べ物等を押し込んだりする
- ③ 押し倒す、突き倒す、投げ飛ばす
- ④ 衣服などを掴んだり引っばったりして引きずる
- ⑤ 正当な理由なく、かつ必要以上に頭を押さえつける
- ⑥ 自傷、他傷行為の放置
- ⑦ 正当な理由なく、かつ必要以上に居室等に閉じ込める、あるいは締め出す
- ⑧ ホースなどで水をかける
- ⑨ 服薬の放置、または過剰投与
- ⑩ 正当な理由なく、かつ必要以上に椅子やベッド等に縛り付けるなどの身体拘束

など

#### （2）心理的虐待

脅かしや脅迫、屈辱的な言動、無視や嫌がらせ等（利用者の前で他の利用者に暴力をふるうといった間接的なものも含む）によって精神的又は情緒的に苦痛を与えること。

（具体例）

- ① 利用者の差別的なものまね。
- ② 怒鳴る、罵る、程度を逸した脅かし、自尊心を傷つける言葉、怯えさせるような言葉、悪口を言う（ばか、あほ、死ね、間抜け、役立たず、など）
- ③ 利用者の訴え等を意図的に無視する
- ④ 利用者の大事にしている物を故意に隠したり、壊したりする

など

### (3) 性的虐待

利用者との適正な合意が無い上での性的言動または性行為全般。子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなどの行為。

(具体例)

- ⑤ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身等を人目にさらしたまま放置する
- ⑥ キスやプライベートゾーンへの接触等の強要や教唆 など

### (4) 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を正当な理由なく制限すること。

(具体例)

- ⑦ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ⑧ 本人の財産等を無断で売却する
- ⑨ 年金や預貯金を本人の意思や利益に反して利用する など

### (5) ネグレクト

意図的、又は結果的であるかを問わず、支援や介助を職員が放棄又は放任し、利用者の心身の状態や生活環境を悪化させること。

(具体例)

- ① オムツ交換等をせずに放置し、皮膚のただれや病気を誘発する
- ② 衣服が濡れるなど不快な状態であるにも関わらず着替えをさせない
- ③ 入浴させない、入浴させても介助が不十分で汚れや異臭が残っている
- ④ 水分や食事を十分に与えず、脱水症状や栄養失調を招く
- ⑤ 利用者本人が必要とする支援やサービスを、相応の理由なく制限したり使わなかったりする など